

## 6月24日 矢野委員意見 —今後の検討の方向について—

既に提出し、説明した意見に基づき、次の表のようなステップのもとに検討を急ぐべきである。その場合、専門的知識に基づく検討が必要な事項も多いので、必要に応じ、特定分野に関する専門家会合を設置することも考慮すべきである。又、テーマによっては、複数の関係行政機関による検討が必要になるので、本検討会に引き続き、そのための議論を行う場の設置についてもお考えいただきたい。

検討課題	背景と検討のねらい	検討の具体的内容	備 考
1 安全衛生経費の概念確定	○ 現行の積算体系（官も民も）においてははっきりしていない「安全衛生経費」の概念・範囲を確定し、以下の検討の基礎とする。	○ 100%安全衛生経費として認めることについて異論のない経費＝「現場管理費」等の中の「安全帽、安全帯等」など。 ○ 安全等の要素と工事施工の要素の両方を認めるべきもの＝足場、支保工等	
2 安全衛生経費の位置づけの明確化	○ 現行の積算体系において安全衛生経費は、その重要性にもかかわらず、一つの独立項目として扱われていない。 ⇒この結果、総価契約主義と重層構造の中で、全体費用に埋没してしまう。	○積算体系において、現場管理費、直接工事費等の中で、1の検討により「安全衛生」の要素を有するとされたものは、直接工事費等と並ぶ独立した位置づけ又はこれに準ずる扱いの「安全衛生経費」（新規項目）として扱う。	

検討課題	背景と検討のねらい	検討の具体的内容	備 考
<b>3 わかりやすい積算方法の確立</b>	○ 上記2を実現するには、なるべく簡便な費用とりまとめの方法が必要(特に中小事業者においては、安全を含む工事費について一括見積り・支払が常態である)。	○ 各個別経費の積算については、率方式によるものと、積み上げ計算によるものとを明らかにする。 ○ 個別費目表において安全衛生経費と位置づけるべき費用の数値を入力したら、それが直ちに安全衛生経費としてインプット・統合されるような簡素な計算システムを開発する。	
<b>4 適切な支払われ方の担保</b>	○ 適切な支払いの担保の前提として、まず、安全衛生経費の積算や各当事者の責任分担等が適切か否かを客観的に確認・調整できる態勢の検討が必要	○ 現場における安全衛生対策に係る費用の積算や責任の分担等について、現場全体の観点から、総合的かつ客観的に問題点を確認し、必要な調整を行えるような仕組みはどうあるべきか	○EU 等の先進的事例についての掘り下げた調査も行うべき
	○ 上記の検討を踏まえつつ、安全衛生経費が末端の業者にまで適切に支払われるための具体的な方法を検討。	○ 契約書の内容又は添付書類として、積算内訳及びその中の安全衛生経費の明示を行うシステム等の検討。(建設業法体系における位置づけ、ガイドライン策定、中建審による標準契約約款の改訂など)	